

平成29年12月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年12月8日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）

出席議員（11名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
4番	渡 邊 一 雄 君	5番	塩 澤 重 男 君
6番	小 林 徳 清 君	7番	飯 島 三 郎 君
8番	田 子 武 幸 君	9番	西 川 良 英 君
10番	三 瓶 力 君	11番	大和田 宏 君
12番	須 藤 利 夫 君		

欠席議員（1名）

3番 車 田 幹 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 須 釜 信 一 主 事 大 竹 絵 美 子

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	工 藤 宇 裕 君	
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	丹 内 一 彦 君	
住 民 課 長	矢 部 玄 幸 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	本 田 吉 和 君	
健康福祉課長	永 林 正 典 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	須 田 潤 一 君	
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	事 務 局 長	教 育 課 長	溝 井 浩 一 君
公 民 館 長	小 針 敬 子 君			

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11人であります。

欠席通告議員は、3番、車田幹夫君です。

定足数に達していますので、平成29年12月玉川村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

8番 田子武幸君

9番 西川良英君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日の6日間に決定しました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） おはようございます。

本日、平成29年12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、年末で公私ともに何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

今年は8月の低温や長雨、10月の台風通過など天候不順が続きましたが、農作物もほぼ平年並みの収量が確保され、安堵しております。

さて、早いもので今年も残すところあと3週間となりました。改めて本年を振り返りますと、9月には、友好都市台湾鹿谷郷と中寮郷の皆さん26名が来村いたしました。来年で鹿谷郷との交流も30年を迎えますので、今後も交流の輪を広げていきたいと考えております。

10月には、ロシアのリャザン大学の学生が来村し、中学生との文化交流や武道の研修が行われました。礼儀正しい学生たちで、日ロ両国の理解が深まったものと感じております。

また、玉川文化体育館周辺では、さまざまなイベントが行われました。8月には、夏祭りと水合戦、秋には、今年初めて開催しましたさるなしウオークを初め、村民文化祭や産業フェスティバル、芸能発表会と、村内外から多くの方に参加をいただきました。

地方創生関係事業では、10月の臨時議会で議決をいただきました道の駅の拡張整備工事に着手しております。今後、より利便性の高い施設となり、農業振興などに寄与できるものと

考えております。

大学連携事業では、先月、「ふくしまの元気！応援CM大賞」の公開収録が行われ、玉川大学の学生と連携して作成した本村のCMが福島県知事賞を受賞いたしました。12月23日に放送されますので、議員の皆様にもぜひごらんをいただきたいと考えております。

また、県の施設であります。旧川辺小学校が8月29日に石川支援学校たまかわ校として開校し、子供たちの通学が始まりました。

こぶしの里北側に建設をしておりました県中央家畜保健衛生所も施設が完成し、来年2月に開所予定となっております。

今後、住民との交流の機会などを設けるなどして、交流人口の増加につなげていきたいと考えております。

さて、国におきましては、さきの衆議院議員総選挙において安定多数を獲得した安倍政権のもと、11月1日に第4次安倍内閣が発足いたしました。福島県選出の吉野正芳復興大臣も再任されましたので、震災復興に向け、より確実な施策の展開を期待しておるところでございます。

安倍総理の所信表明演説では、少子高齢化克服のため「生産性革命」と「人づくり革命」を断行するとしており、今月中に新しい経済政策パッケージを策定し、速やかに実行に移すとしておりますので、その動向に注視してまいりたいと考えております。

一方、福島県の平成30年度当初予算編成方針では、復興と地方創生を車の両輪として、効果的かつ戦略的に施策を展開することとしており、特に地方創生では、結婚・出産・子育て支援の強化や、交流人口の拡大、定住・二地域居住の推進などの取り組みに対し、最優先に予算配分を行うとしていることから、今後示される具体的事業の情報収集を図り、機敏に対応していかなければならないと考えております。

本村の平成30年度の予算編成に当たっては、「未来が輝く村づくり“元気な”たまかわ」の実現に向け、「第6次玉川村振興計画」の評価や中期財政計画等を踏まえ、多様化する行政ニーズへの的確な対応など、必要な施策・事業の着実な推進と、財政の健全化による持続可能な行財政基盤の構築の両立を図るため、あらゆる財源の確保に努めることとしております。

また、人口減少問題に取り組むため、「玉川村まち・ひと・しごと総合戦略」を踏まえた事業の構築等に斬新な発想で臨むこととしております。

特に、子ども・子育て支援対策、移住定住対策、少子化対策、産業振興並びに村民福祉向

上のための施策については、進取の気性を持って果敢に取り組んでまいります。

また、財源の重点的、効果的な活用に向け、ゼロベースから事業の必要性、優先度を十分に検証し、効果が薄れている事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、「精度の高いコスト意識」と「柔軟・大胆な発想」により、事業の「選択と集中」を意識しながら、中長期的な視点を持ち、職員一人一人の創意工夫のもと、事業を構築することを指示したところがあります。

今後、メリ張りのある予算編成に努力を傾注し、限られた財源の効率的な活用を図るべく取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をいただき、確実な村政進展、快適で安全に安心して暮らせる村づくりを目指してまいりたいと考えております。

それでは、平成29年12月議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第64号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成29年度玉川村一般会計補正予算（第5号）の専決処分であります。

今回の補正は、10月22日から23日にかけて通過した台風21号に係る災害復旧費の所要額を補正するものであります。

歳入は、繰入金で270万円、村債で140万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、災害復旧費で330万円を増額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ410万円を追加し、予算総額を43億4,928万2,000円とする補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第65号 玉川村印鑑登録証明書交付申請の特例に関する条例の制定についてであります。本条例は玉川村の公共事業による所有権移転登記を促進するため、本人の承諾がある場合に限り、通常行っております印鑑登録証の提示をすることなく、印鑑登録証明書を交付するための条例の制定をするものであります。

次に、議案第66号 村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、平成29年の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に準じて村長等の期末手当を引き上げる改正をするものであります。

次に、議案第67号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第66号と同じく、平成29年の人事院勧告及び福島県

人事委員会勧告に準じて議会議員の期末手当を引き上げる改正をするものであります。

次に、議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、平成29年の人事院勧告及び福島県人事委員会の勧告に準じて給料表及び勤勉手当等の給与改定に係る改正をするものであります。

次に、議案第69号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に係る所要の改正をするものであります。

次に、議案第70号 玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、企業立地促進法に基づき指定された集積区域について、固定資産税の課税免除または不均一課税に係る基本計画の適用期間を延長する改正をするものであります。

次に、議案第71号 玉川村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、東日本大震災復興特区法に基づき指定された集積区域について、固定資産税の課税免除または不均一課税に係る基本計画の適用期間を延長する改正をするものであります。

次に、議案第72号 村道の路線変更についてであります。村道北-26号線の起点に変更が生じたため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号 平成29年度玉川村一般会計補正予算（第6号）についてであります。今回の補正は、道の駅拡張事業や台風21号に係る災害復旧費、給与改定に伴う人件費等に係る所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、繰入金で3,310万円、県支出金で1,415万6,000円、村債で850万円をそれぞれ増額するものです。

歳出の主なものは、総務費で3,667万9,000円、民生費で2,453万円、災害復旧費で2,350万円をそれぞれ増額し、土木費で4,504万2,000円を減額するものです。

その結果、歳入歳出それぞれ5,444万2,000円を追加し、予算総額を44億372万4,000円とするものであります。

次に、議案第74号 平成29年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、上半期の実績を踏まえ、保険給付費等の伸びが見込まれるため、その所要額を補正するものであります。

歳入は、国庫支出金で1,766万1,000円、繰入金で103万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出は、保険給付費で1,720万円、総務費で149万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ1,869万4,000円を追加し、予算総額を5億8,758万2,000円とするものであります。

次に、議案第75号 平成29年度玉川村上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、給与改定に伴う人件費に係る所要額を補正するものであります。

収益的支出で、配水及び給水費で4万5,000円を増額し、総係費で4万5,000円を減額するものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

11月30日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。

所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月11日は休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、12月11日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12月12日に再開しますので、午前10時にご参集ください。

(午前10時18分)